

新みやしろ郷土かるた制作委員会設置要綱

平成28年3月15日

宮教委告示第4号

(設置)

第1条 青少年が郷土宮代の自然、文化、歴史及び事物に対し理解と愛着を深めるとともに、競技を通して社会性を育むことを目的とした新みやしろ郷土かるた（以下「かるた」という。）の制作及び活用方策の検討を行うため、新みやしろ郷土かるた制作委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) かるたの読み札句及び絵札原画の募集に関すること。
- (2) かるたの読み札句及び絵札原画の応募作品の選定に関すること。
- (3) かるたを活用した事業やその普及方策の提案に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる15人以内の委員をもって組織し、教育委員会が任命する。

- (1) かるたの制作に関し必要な知識を有する者
- (2) かるたの活用及び普及に寄与することが期待される団体からの選出者
- (3) 青少年の健全育成活動に取り組む団体からの選出者
- (4) 宮代町立小・中学校保護者代表者
- (5) かるたの制作及び青少年の健全育成に関する学識経験者
- (6) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から平成29年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事前選定会)

第8条 委員会に、第2条第2号の選定の事前選定を行うため、応募作品事前選定会(以下「事前選定会」という。)を置く。

2 事前選定会は、宮代町立小・中学校教諭3人以内をもって組織する。

(謝礼)

第9条 町長は、第3条に規定する委員に対し、会議出席1回当たり次のとおり謝金を支給する。

(1) 第3条第5号に規定する委員は、8,000円とする。

(2) 第3条第1号から第4号及び第6号に規定する委員は、3,000円とする。

(3) 委員長には、前2号に規定する金額に2,000円を加算する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育推進課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。